

預金口座を開設されるお客さまへのお願い

七十七銀行では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に関する国際的な要請や、預金口座が振込め詐欺等の犯罪に不正に利用されることを防止する観点から、口座を開設するお客さまに以下のお願いをしております。

お客さまにはご不便、お手数をおかけしますが、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○ 口座の開設は最寄りの支店にてお手続きください。

口座の開設は、ご利用に便利なお自宅やお勤め先の最寄りの支店にて手続きをお願いいたします。遠隔の支店をご希望の場合には、ご利用目的等を詳細にお伺いさせていただきます。場合によっては口座開設をお断りすることがございます。

○ 口座開設時の情報提供にご協力ください。

口座の開設に際しては、口座の開設理由やご利用目的、職業(法人の場合は事業内容、実質的支配者)等をお尋ねし、その内容を確認できる資料のご提出をお願いしております。

また、お尋ねした内容やご本人さまの確認のため、口座の開設までお時間をいただくことがございますので、予めご了承ください。

○ 既に当行で預金口座をお持ちのお客さまについて

他支店を含め、既に当行で預金口座をお持ちのお客さまについては、同口座のご利用をお勧めしています(通帳や印鑑を紛失しているため、お手元の口座をご利用できない場合は、必ずお申し出ください)。

新たに口座の開設をご希望の場合、ご利用目的等を詳細にお伺いさせていただきます。場合によっては口座の開設をお断りする場合がございます。

《口座売買等の禁止について》

預金口座の譲渡・売買を目的として口座を開設することは、法律で禁止されています。

また、口座開設後に他人による口座の利用や口座の譲渡が判明するなど、当行の預金規定に定められた一定の行為が判明した場合は、口座の利用を停止し、解約させていただくこともございます。